

十一	法第十四条の二第一項の規定による温泉の採取の許可の申請	三万五千元
十二	法第十四条の三第一項の規定による温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請	七千四百円
十三	法第十四条の四第一項の規定による温泉の採取の事業の継続の承認の申請	七千四百円
十四	法第十四条の五第一項の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認の申請	七千四百円
十五	法第十四条の七第一項の規定による温泉の採取のための施設の位置等の変更の許可の申請	二万四千元
十六	法第十五条第一項の規定による温泉の利用の許可の申請	三万五千元
十七	法第十六条第一項の規定による温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請	七千四百円
十八	法第十七条第一項の規定による温泉の利用の事業の継続の承認の申請	七千四百円
十九	法第十九条第一項の規定による温泉成分分析を行う者の登録の申請	五万円

秋田県条例第四十五号

秋田県立職業能力開発発校条例の一部を改正する条例

秋田県立職業能力開発発校条例(昭和五十一年秋田県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(入校試験手数料等の徴収等)」に改め、同条第一項中「職業能力開発発校の訓練生から、月額九千九百円の」を「職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第九条に規定する普通課程に係る入校試験を受けようとする者から入校試験手数料を、訓練生から」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 入校試験手数料及び授業料の額は、次のとおりとする。

一 入校試験手数料

一回につき二千二百円

二 授業料

月額九千九百円

3 入校試験手数料は、出願があつたときに徴収する。

第五条の見出し中「授業料」を「入校試験手数料等」に改め、同条中「徴収した」の下に「入校試験手数料及び」を加え、同条ただし書中「第三条第二項ただし書」を「第三条第四項ただし書」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 秋田県条例第四十六号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年秋田県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号を次のように改める。

二 独立行政法人森林総合研究所

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 秋田県条例第四十七号

秋田県流域下水道設置条例の一部を改正する条例

秋田県流域下水道設置条例（昭和五十七年秋田県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県流域下水道条例

本則に次の四条を加える。

（指定管理者による管理）

第三条 流域下水道の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 二 前号に掲げるもののほか、流域下水道の管理に関し知事が必要と認める業務

(管理の基準)

第五条 指定管理者は、流域下水道からの放流水の水質に関する基準その他の知事が定める管理の基準に従って流域下水道の管理を行わなければならない。

(委任規定)

第六条 この条例に定めるもののほか、流域下水道の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

#### 秋田県条例第四十八号

秋田県十和田湖公共下水道条例の一部を改正する条例

秋田県十和田湖公共下水道条例(平成三年秋田県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第二十二条」に、「第二十条・第二十一条」を「第二十三条・第二十四条」に改める。

第二十一条を第二十四条とし、第二十条を第二十三条とする。

第四章中第十九条を第二十二條とし、第十八条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第十九条 公共下水道の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第二十条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 施設及び設備の維持管理に関する業務

二 前号に掲げるもののほか、公共下水道の管理に関し知事が必要と認める業務

(管理の基準)

第二十一条 指定管理者は、下水を支障なく流下させるための基準その他の知事が定める管理の基準に従って公共下水道の管理を行わなければならない。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

## 秋田県条例第四十九号

秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

秋田県港湾施設管理条例(昭和三十四年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「マリーナ施設」を「マリーナ施設等」に改める。

第十三条第二項中「使用料(船川港金川多目的広場に係る使用にあつては、利用料金)」を「利用料金」に改める。

第十四条中「マリーナ施設の」を削る。

第十五条中「船川港金川多目的広場」を「マリーナ施設等」に改める。

第十六条第二項第一号中「港湾施設用地の項」の下に「、別表第二号」を加え、同条第四項中「船川港金川多目的広場」を「マリーナ施設等」に改める。

第十八条中「船川港金川多目的広場」を「マリーナ施設等」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三条第五項及び第十四条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県港湾施設管理条例第十六条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 秋田県条例第五十号

秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

秋田県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年秋田県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十三項及び第十四項」を「第百条第十四項及び第十五項」に改める。

## 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十九号)の施行の日から施行する。

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp  
松原繁雄